

京都府指定希少野生生物の保全のための基本方針

- 第1 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する基本構想
 - 1 生物多様性の保全の重要性
 - 2 保全の基本的な考え方
- 第2 指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項
- 第3 指定希少野生生物の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱に関する基本的な事項
 - 1 個体等の範囲
 - 2 個体等の取扱いに関する規制
 - 3 その他の個体の取扱に関する事項
- 第4 指定希少野生生物の個体の生息地又は生育地の保全に関する基本的な事項
 - 1 生息地等保全地区の指定方針
 - 2 管理地区の指定方針
 - 3 生息地等保全地区及び管理地区の保全に関する指針
 - 4 生息地等保全地区の指定に当たって留意すべき事項
- 第5 保全回復事業に関する基本的な事項
 - 1 保全回復事業の対象
 - 2 保全回復事業の内容
 - 3 保全回復事業の進め方
 - 4 地域住民等との協働による保全回復事業に関する事項
- 第6 野生生物の保全を目的とする他の法令に基づく施策との調整に関する基本的な事項
 - 1 指定希少野生生物の指定に当たっての調整
 - 2 生息地等保全地区の指定に当たっての調整
 - 3 保全回復事業の実施に当たっての調整
- 第7 その他絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する重要事項
 - 1 外来生物に関する施策
 - 2 推進体制の整備
 - 3 調査研究の推進
 - 4 府民の理解の促進と意識の高揚

第1 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する基本構想

1 生物多様性の保全の重要性

生物多様性は、数え切れない生命が地球の環境を形成し、進化を重ねて創り上げてきたもので、すべての生命及び人間の暮らしを支える存在として不可欠なものである。生物多様性を保全するためには、まずは、各地域が連携して、地域固有の生物多様性を保全していく取組を進めることが必要である。

野生生物の世界は、生態系、生物群集、個体群、種等の様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保全する必要があるが、なかでも種は、野生生物の世界における基本単位であり、その保全は、それが希少か否かを問わず極めて重要である。

今日、乱獲や開発や里地里山環境の変化により少なからぬ種が絶滅し、また、絶滅の危機にあることが明らかになっており、平成14年6月に発刊された京都府レッドデータブックでは、府内に生息している野生生物1万1,000種の約7%にあたる約800種が、絶滅のおそれのある種（絶滅寸前種・絶滅危惧種）であるとされた。

地域における種の絶滅は、生物の多様性を低下させ、生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりではなく、ひいては人類が享受することができる様々な恩恵を永久に消失させる。現在と将来の豊かな府民生活を確保するためには、今、人為の影響による野生生物の絶滅の防止に緊急に取り組むことが求められている。

2 保全の基本的な考え方

今日、京都府において野生生物を圧迫している主な要因は、乱獲や開発等による生息地若しくは生育地の消滅、里地里山等における農林業の衰退や生活様式の変化による生息・生育環境悪化、又は外来種の野生での繁殖などである。

絶滅のおそれのある野生生物の保全を図るためには、まず、これらの状況を改善することが必要である。このため、生態学的知見に基づき、絶滅のおそれのある野生生物の種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息地等における行為を規制する等の措置を講じる。

さらに、種を絶滅の危機から救うためには、圧迫要因を除去又は軽減するだけでなく、生態学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要であり、そのために生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。

絶滅のおそれのある野生生物の保全施策は、生態学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、施策の推進に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

以上の施策は、府民の理解と協力の下に、人と野生生物の共存を図りつつ推進する必要がある。このため、絶滅のおそれのある野生生物の保全に対する府民の理解を深める

ための普及啓発を推進する。特に、絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育地の保全にあたっては、地域の実状等に精通した住民や経験と専門的知識を有する者、行政等が協働して継続的に取り組んでいく必要があることから、「地域住民等との協働による保全活動」を積極的に推進していくことが重要である。

なお、これらの施策は、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進するものとする。

第2 指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項

1 指定希少野生生物の選定方針

指定希少野生生物については、その本府における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある場合にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）及び地域個体群（地域的に孤立した個体群を言う。以下同じ。）で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

- ア その存続に支障を来す程度の個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- イ 府内の分布域の相当部分で生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- ウ 生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情があるもの
- エ 生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情があるもの
- オ 外来種（在来の種であっても他府県から移入等された同種のものを含む。）による生態的競争、捕食、遺伝的かく乱その他の理由により、その存続に支障を来す事情があるもの

2 留意事項

指定希少野生生物の選定に当たっては、次に事項に留意するものとする。

- ア 個体又は群体としての識別が容易な大きさを有しているものであって、かつ、一般的に種としての識別が可能な形態的特徴等を有するものを選定すること。
- イ 商取引等の対象として捕獲や採取されやすい種など規制措置により効果的に保全対策が図られるものを優先的に選定すること。
- ウ 生息地等の保全活動が現に行われているもの、又は期待できるものを優先的に選定すること。
- エ 我が国における主要な生息地等が府内に存し、本府におけるその種の絶滅又は衰退が我が国におけるその種の絶滅又は衰退となる等、本府の自然環境の特性と象徴

するようなものを優先的に選定すること。

オ ただし、上記に掲げる種であっても、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく特定鳥獣保護管理計画が策定されている種、外来種及び従来から本府にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。

3 指定希少野生生物に関する提案

指定希少野生生物の選定は、基本的に府が主体的に行っていくものであるが、絶滅のおそれのある野生生物の効果的な保全のためには、府民、事業者及び保全団体など幅広い主体の協働が欠かせないものであることから、府民等からの適切な提案については、それを積極的に取り入れ、本府の生物多様性の保全に生かすよう努めるものとする。

第3 指定希少野生生物の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項

1 個体等の範囲

絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号。以下「条例」という。）に基づく規制の対象となるのは、次に掲げるもの（以下「個体等」とする。）とする。

ア 指定希少野生生物の個体並びに当該希少野生生物を容易に識別することができる卵及び種子

イ 指定希少野生生物の器官並びに個体及び器官を主たる原材料として加工された加工品であって、当該希少野生生物を容易に識別することができるもの

2 個体等の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の禁止

指定希少野生生物の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その種の保全の重要性にかんがみ、原則としてこれを禁止するものとする。

また、条例第13条第2項における破壊又は損傷の禁止の対象となる指定希少野生生物の巣は、当該希少野生生物を容易に判別できるものとする。

なお、巣の存在が明らかになることにより密猟等のおそれが増すと判断される場合は、指定の可否について慎重に検討するものとする。

(2) 捕獲等の許可

指定希少野生生物の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究、繁殖の目的その他その野生生物の保全に資すると認められる目的で行うものを除き、許可をしないものとする。

(3) 違法に捕獲等された個体等に関する規制

捕獲等の規制に違反し捕獲された個体等の所持、譲渡し、譲受け、引渡し及び引取り並びに販売又は頒布をする目的での陳列及び広告は禁止する。

3 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生生物の個体等の所有者等は、その野生生物の保全の重要性にかんがみ、その生息又は生育の条件を維持する等その野生生物の保全に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

第4 指定希少野生生物の個体の生息地又は生育地の保全に関する基本的な事項

絶滅のおそれのある野生生物の保全の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、指定希少野生生物の保全のため、その個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保全地区を指定する。

1 生息地等保全地区の指定方針

(1) 生息地等保全地区の指定の方法

生息地等保全地区は、個々の指定希少野生生物ごとに指定する。

(2) 生息地等保全地区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその種の個体が良好に生息又は生育している場所、植生、水質、餌条件等からみてその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きい場所について総合的に検討し、生息地等保全地区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。生息地等が広域的に分散している種にあつては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保全地区に指定するよう努めるものとする。

(3) 生息地等保全地区の区域の範囲

生息地等保全地区の区域は、生息地等保全地区の指定に係る指定希少野生生物（以下「指定種」という。）の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であつて、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保全を図るべき区域とする。

なお、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その指定希少野

生生物の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

2 管理地区の指定方針

(1) 管理地区の指定に当たっての基本的な考え方

管理地区については、生息地等保全地区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その指定種の個体の生息又は生育にとって重要な区域を指定する。

(2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的な考え方

ア 条例第24条第4項第7号の知事が指定する野生生物の種については、食草など指定種の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生生物の種を指定する。

イ 条例第24条第4項第10号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定種の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第24条第4項第11号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定種の個体が損傷を受けるなど現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第24条第4項第12号から第16号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごと知事が指定する期間については、これらの行為による指定種の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。

オ 条例第24条第4項第13号の知事が指定する種については、現に指定種の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定種の交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。

カ 条例第24条第4項第14号の知事が指定する物質については、現に指定種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第24条第4項第16号の知事が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

(3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定種の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。なお、立入りを制限する期間は、指定種の個体の繁殖期間など必要最低限の期間とする。

3 生息地等保全地区及び管理地区の区域の保全に関する指針

生息地等保全地区及び管理地区の区域の保全に関する指針においては、指定種の個体の生息又は生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。

4 生息地等保全地区の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保全地区、管理地区及び立入制限地区等の指定に当たっては以下の事項に留意するものとする。

ア 生息地等が明らかになることにより密猟等のおそれが増すと判断される場合は、指定の可否について慎重に検討するものとする。

イ 関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとする。

ウ 国土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うものとする。この際、土地利用に関する計画との適合及び国土開発に係る諸計画との調整を図りつつ、指定を行うものとする。

第5 保全回復事業に関する基本的な事項

1 保全回復事業の対象

保全回復事業は、指定希少野生生物のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

2 保全回復事業の内容

保全回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保全回復事業計画を策定するものとする。当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を、また、事業の内容として、巣箱の設置、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を定めることとする。

3 保全回復事業の進め方

保全回復事業計画に基づく保全回復事業は、府、国、その他の地方公共団体、民間団

体等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象となる指定希少野生生物の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。また、対象となる指定希少野生生物の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理手法等の調査研究を推進する。

4 地域住民等との協働による保全回復事業に関する事項

条例第35条第3項の規定による登録が行われた保全団体は、地域住民等との協働による保全回復事業について速やかに協定を締結することができるよう努めるものとする。

また、保全団体が地域住民等と協働で行う保全回復事業は、対象となる指定希少野生生物について府が定める保全回復事業計画の内容に適合するものであって、府と保全団体等が協働することでより事業効果が高まることが期待できる場合、上記協定を認定する。

第6 野生生物の保全を目的とする他の法令に基づく施策との調整に関する基本的な事項

1 指定希少野生生物の指定に関する調整

条例に基づく規制措置の効果的な実施を図るため、野生生物の保全を目的とする他の法令に基づく施策により個体の捕獲等が規制されている種については、指定希少野生生物の指定に当たって、当該法令に基づく施策と十分な調整を図るものとする。

2 生息地等保全地区に関する調整

指定希少野生生物の生息地の効果的な保全を図るため、自然環境の保全を目的とする他の法令により特定の区域において捕獲又は採取が規制されている野生生物については、生息地等保全地区の指定に当たって、当該法令に基づく施策と十分な調整を図るものとする。

3 保全回復事業に関する調整

指定希少野生生物の保全回復事業の効果的な実施を図るため、他の法令に基づく施策により当該指定希少野生生物の保全措置が講じられている場合は、保全回復事業計画の策定に当たって当該施策と十分な調整を図るものとする。

第7 その他絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する重要事項

1 外来生物に関する施策

外来生物は、その地域固有の生態系、特に生息・生育基盤がぜい弱な絶滅のおそれのある野生生物に影響を及ぼすおそれがあることから、府は、府内の外来生物の生息等の状況及び絶滅のおそれのある野生生物の個体の生息等に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査を行い、市町村と連携して外来生物による被害の防止に努めるものとする。

2 推進体制の整備

絶滅のおそれのある野生生物の保全を推進するため、府内の市町村との連携はもとより、国及び他の都道府県、大学、保全団体等と協力し、その推進に努める。

絶滅のおそれのある野生生物の保全の推進に当たっては、府民及び保全団体との協働が欠かせないことから、指定希少野生生物保全推進員との協働を図るとともに、野生生物の保全に関わる人材の育成や、保全団体の活動に対する支援に努めるものとする。

府は、野生生物の保全に取り組む府民や保全団体と関係機関等による保全推進体制の整備を行い、連携・協力して取組を進めるほか、情報の交換や交流の促進を図る。

3 調査研究の推進

絶滅のおそれのある野生生物の保全対策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であるため、種の分布、生息・生育地域の状況、生態、保全回復の手法その他施策の推進に必要な各分野での調査研究を推進する。

4 府民の理解の促進と意識の高揚

絶滅のおそれのある野生生物の保全施策の実効を期するためには、府民の野生生物の保全への適切な配慮や協力が不可欠であり、絶滅のおそれのある野生生物の現状やその保全の重要性に関する府民の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を積極的に推進する。

また、人と野生生物の共存の観点から、農林水産業が営まれる農地、森林等の地域が有する野生生物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分発揮されるよう農林水産関係施策と連携した取組を進める。

なお、土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、絶滅のおそれのある野生生物の保全のため適切に配慮するよう努めるものとする。